

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和7年3月13日
南丹市長

市町村名 (市町村コード)	南丹市 (262137)
地域名 (地域内農業集落名)	八木町西地域 (鳥羽、室河原、木原、池ノ内、玉ノ井、八木嶋、大藪、美里)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月15日 ~ 令和6年12月15日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

・農業者の高齢化が進み遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。
・農振農用地区域外は圃場整備されていないため、作業効率が悪く新規就農者への農地集約化、高齢耕作者の営農意欲に影響がでている。
・山沿いの農地では耕作条件が悪く獣害被害もある。また、農業機械の搬入や収穫物の搬出行いにくいことが現状である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

・農地所有者及び耕作者の意思を尊重し、地域の立地条件、住環境等を総合的に勘案して有効な土地利用を図る観点から農業を考える。
・現在の担い手(耕作意欲の高齢者農家を含む)や新規就農者が効率的、安定的に農作業ができるように補助制度等を活用し、農用設備の維持管理、耕地整理等条件整備に努める。
・耕作条件が悪い農地が多い中で多様な担い手を確保していくことが必要であり、話し合いにより解決に向け動いていきたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	100.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	98.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及び農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
農地中間管理機構を活用し、地域内に限らず地域外の担い手への集積も検討して農地の効率的な利用を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
認定農業者等の担い手のみでは農地をすべて引き受けることは難しいため、周辺農地の耕作者にも声をかけ機構貸借を推進していきたい。
(3)基盤整備事業への取組方針※
現状取り組み予定なし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後高齢化がさらに進み農業を担う者が不足することが予測されるので、地域外からの参入者を受け入れる体制を整える。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
農作業受託の取り組みは特にないが、今後農地の効率的な利用ができなくなることの懸念もあるため、検討していきたい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策※	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防護柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。また、稲作及びネギ栽培を継続させるために揚水施設及び水路の維持管理に努める。